

## 朝日馬場村

〔都 留 市〕

朝日馬場村は、都留市の中心部から東北にあり、桂川の支流朝日川の上流部に位置する。集落は、村絵図にみられるように、朝日川右岸の山際に建ち並んでいるが、現在は、石船神社の前を通る県道四日市場・上野原線沿いにも、多くの家ができています。村絵図のほぼ中央部に描かれている神社が石船神社で、延享二年（一七四五）の村絵図には「石船明神」と記されている。

朝日馬場村は、朝日七郷と称し、朝日馬場・朝日曾雌・朝日小沢・与繩・井倉・玉川・戸沢の七か村で構成されていたが、寛文九年（一六六九）の検地を契機にして正式に分村して成立した村である。この分村によって分かれた朝日馬場村と朝日曾雌村は、耕地と民家が複雑に入り組んだ状態がもたらされ、それは現在にも至っている。そうした耕地の入組み状況については、二枚の村絵図に「曾雌分」「ソソ高」と記されていることから、それがうかがえる。

朝日馬場村の村絵図は、『甲斐国志』編さん過程で提出された村絵図を欠いているため、地元に残されている延享二年（一七四五）と宝暦七年（一七五七）の村絵図を収録した。これらの絵図の内、延享二年ものはその作成目的がわからないが、宝暦七年のものは絵図に貼られた付箋から、その作成目的がわかる。付箋には「来寅年高入願上候見取畑」とか「当丑新見取」などの記載がみられる。こうしたことからこの村絵図は、今年（当丑）、反別を丈量して年貢を取る見取場（開発直後の地味の悪い土地）となる土地や、来年（来寅）、石高を付けて村高に入る見取畑などを示したものであることがわかる。こうした目的で描かれた絵図ではあるが、そのほか朝日馬場村の様子がわかり、興味深い絵図である。

本書の収録した享保十五年（一八三〇）の「朝日馬場反別差出帳」によると、当村は村高七二石六斗九升二合、反別一四町四畝一一歩の村で、そのうち田は一町九反式畝歩余しかなく、畑勝ちの山村であった。そしてこの村には、周辺の村と同様に、山畑五町式反七畝二二歩があったが、この山畑は、延享二年の村絵図からその場所を知ることができる。それは黄色で塗られたところがそれに当るが、宝暦七年の村絵図では茶色

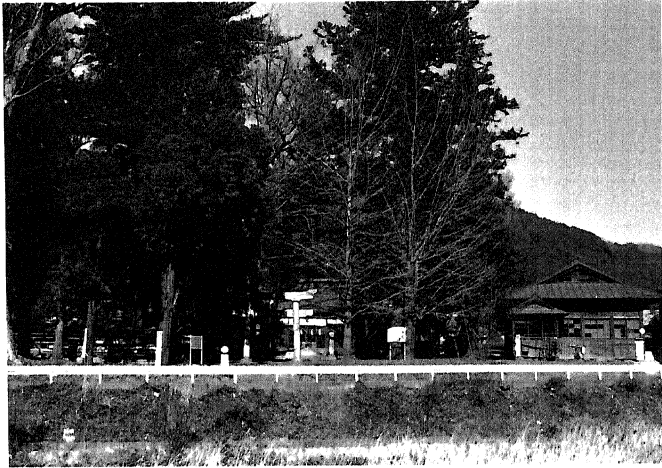
く塗られ、「大豆場」と記されている。郡内では、山畑に大豆年貢が掛けられたことから、山畑を「大豆場」と称する場合がしばしばみられる。この山畑は大豆場は、焼畑に利用した山裾部の斜面であったが、こうした所が近世後期には桑畑として利用された。そしてまた、朝日馬場村では、その「山畑大豆御年貢所」のうちに、個人持の百姓持林が五か所仕立てられてあった。したがって、山畑は大豆場として個人請された場所でも、そのなかには百姓持山として「雑木」や「小松」を植えてあるところがあった。

享保十五年（一七三〇）当時の家数は四六軒（百姓三六軒、水香八軒、寺式軒）、人数は三六四人（男一七七人、女一八二人、僧四人、座頭一人）、馬二〇疋・牛二疋を数えた。家数・人数はその後増加し、天保九年（一七三三）には七五軒、人数四二二人に増加した。

わずかな田圃での稲作のほかは、畑に大豆・麦・粟・



朝日馬場の遠景 中央左の森は石船神社



石 船 神 社

寺社には石船神社と本光寺があったが、中央部に描かれているのが石船神社で、右端の方に描かれているのが本光寺である。この他、享保十五年・天保九年の「村明細帳」には東照寺を掲げている。

稗・野菜などを作っていたが、南に「高山を受、他所より雪・霜早く降り、殊に霧下」のため諸作の実りは悪かったという。そして、農業以外の稼ぎとしては、男は農間に「薪・秣まき・こいかり敷取り（配）」を行ない、女は「かいこ仕、絹かせぎ第一」に行なっていた。そうした農業と蚕糸・絹織を行なう農家のほかに、天秤棒を担いでの行商人や炭焼、質屋が各一軒あり、そして、大工三軒があった（天保九年「村明細帳」）。

川は朝日川・大平川の二流があるが、享保十五年の「村明細帳」によれば、用水は曾雌山より出る水を用いていたが、田作りをする時分に日照りが続けば、水無くして植枯れになること度々であると記し、当村は田用水が十分に得られなかったことを記している。

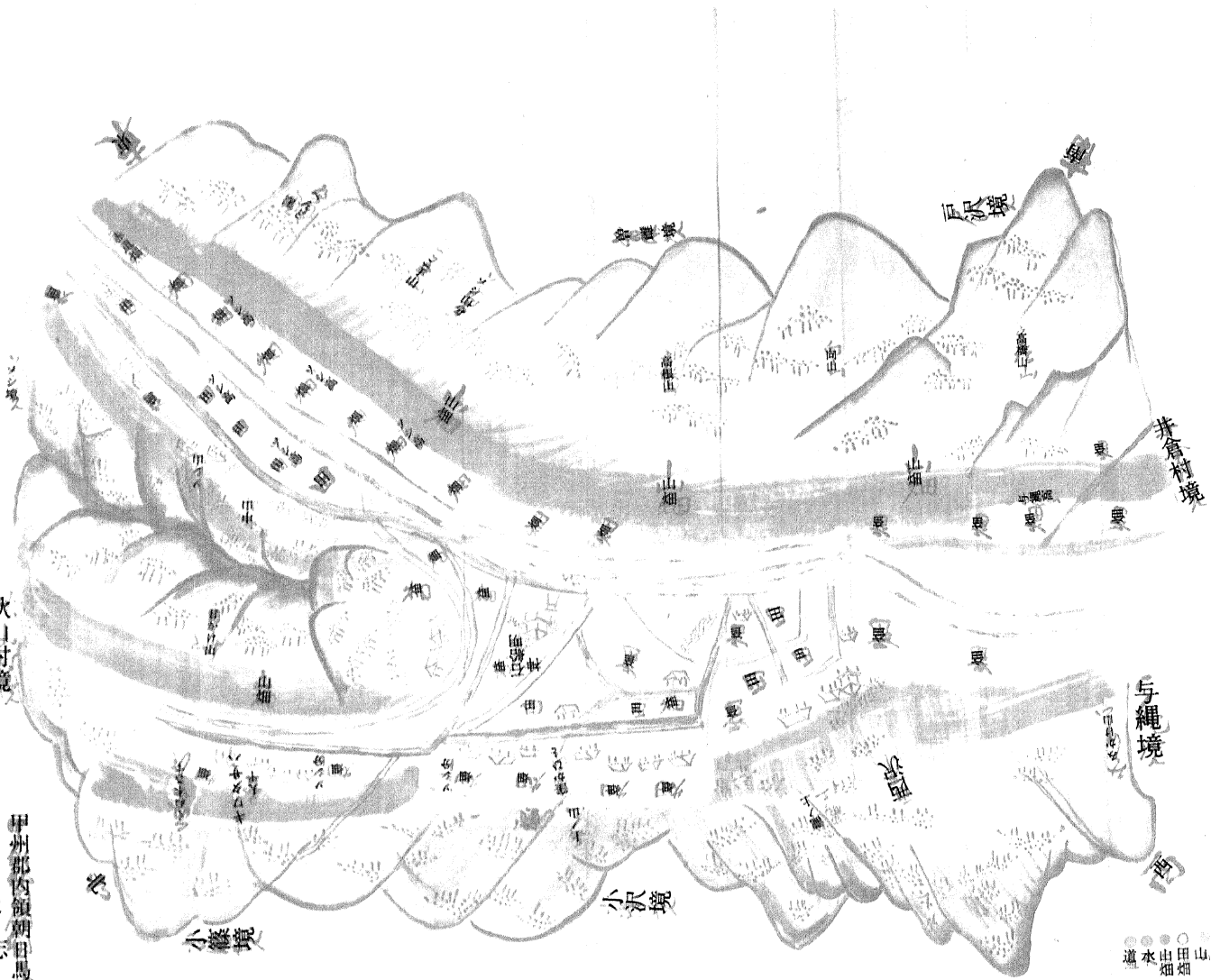
朝日川は秋山村境より曾雌村を通って本村を貫流する川であるが、村絵図で橋の描かれているところより下流は度々流れを変えており、現況と一致しない。大平川は大月市、秋山村、都留市との境あたりから発し、大平集落下を貫流して下る川である。村絵図ではきれいな曲線で描かれているが、本村に近づくにつれて迂曲まがまがしていることはもちろんである。大平川を利用するの用水は、飲用水・田水として使われるものであるが、絵図にかなり明瞭に表わされているし、現況と概略一致するので略す。

四面山に囲まれた村であるが、宝暦七年の村絵図には山名の記入は全くなく、延享二年の村絵図にわずかに見える。上部右端にある「高橋山」につづいて「向山・高根山・こ手山」とあり、左端中央部に「中山・日かげ山」、その下部中央に「上ノ山」、右端下に「みかげ山」と見える。これらの山名は今も使われている。また「山」を付していないが、「へんど窪」「くぬぎざす」「滝ノ上」「西沢」なども地名として使われ、特に「滝ノ上山の頂上に朝日がさすときを一月十五日の石船神社の祭礼の時刻とする」のは長い間の慣例となっており、「滝ノ上山」という表現をとっている。

道は、主道としての与繩・朝日曾雌を結ぶ道が朝日川と雁行がんだいするように描かれていて、本光寺前あたりに橋があり、川を渡って井倉へとのびている。これは現在の県道とほぼ一致するが、十年程前までは、県道は右岸沿いにあったもので、現在は旧に復した形となっている。村絵図にある石船神社から朝日曾雌へ行く道は、現在の県道より上手を通る通称地藏坂と称する道がそれにあたる。

石船神社前から北に分かれ、そして東へ進む道は大平集落下と向う道で、この道は峠を越えて朝日小沢村・猿橋宿へと通じている。往還以外にも横道が見られるが、これらの道のはほぼ全てが現在も使われている。

集落は中央部に描かれている石船神社裏から西端に近い本光寺との間に特に集中し、また曾雌への道沿いと大平の道沿いに発達している。いずれも平坦地をさけ、山裾の傾斜地あるいは緩い山腹を利用して家が建てられ、なだらかなところは耕地として大切に利用されている。村絵図に描かれた家数は延享二年では二七戸、宝暦七年では二四戸と大差ないが、「村明細帳」での家数は、享保十五年が四六軒、天保九年が七五軒であるから、村絵図の家数は、おおよそその家並を描いたものである。



右村絵面之通り相違無御座候以上

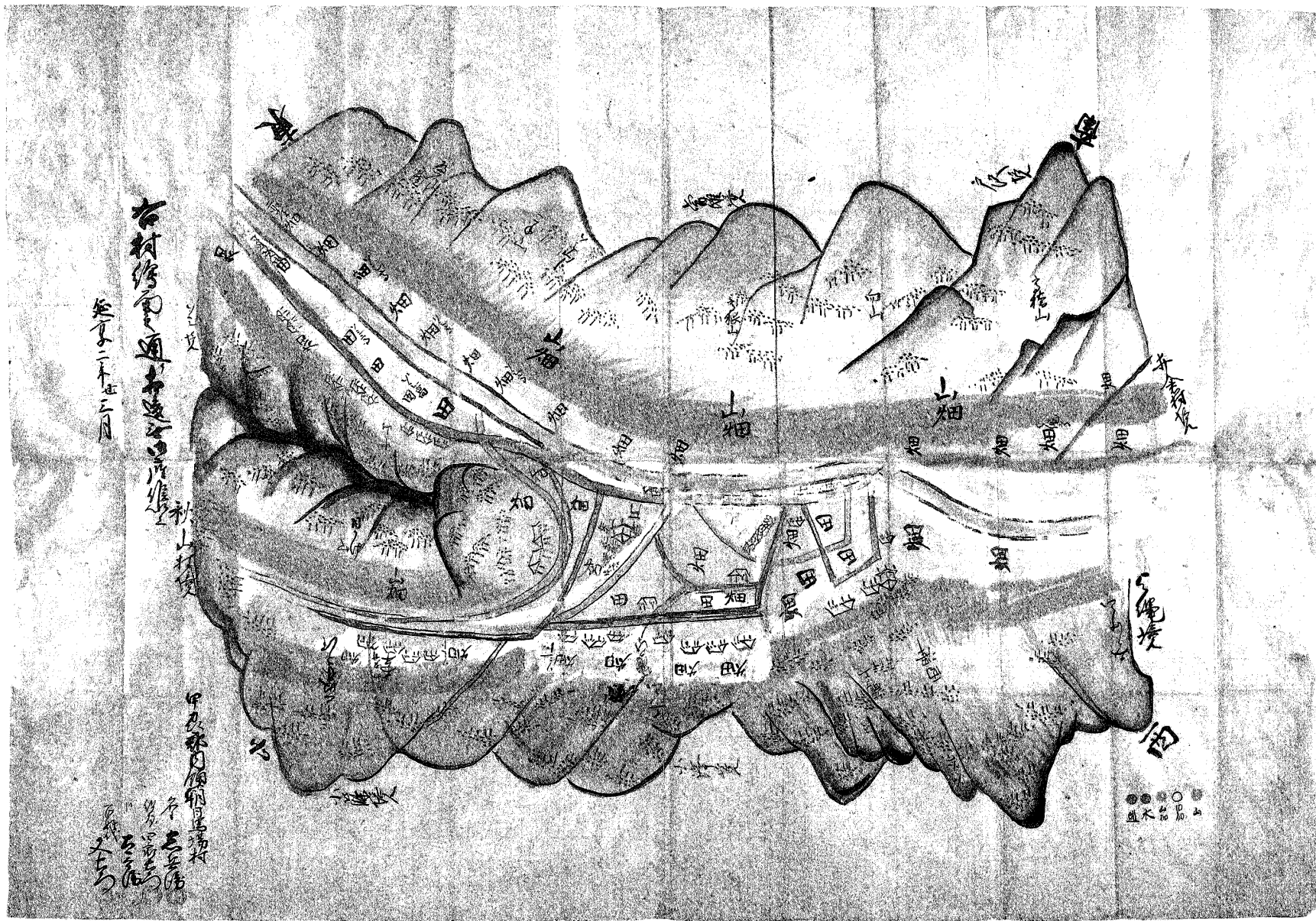
延享二年五月三日

秋山村境

甲州郡内領朝日馬場村

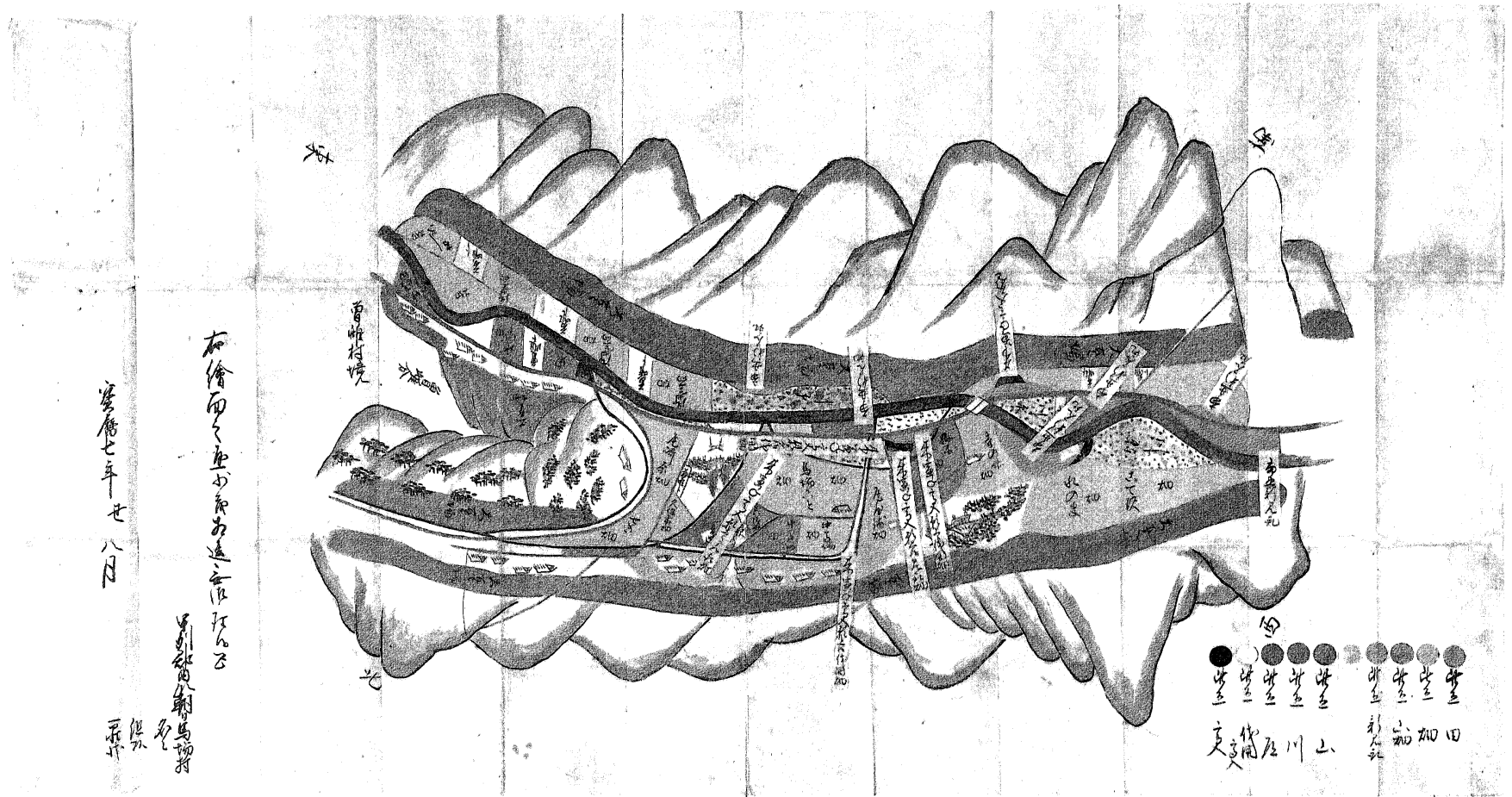
名主 志兵衛  
 組頭 四郎右衛門  
 同 太兵衛  
 百姓代 又右衛門

山 田畑  
 出水 道









28 宝曆7年(1757)8月 朝日馬場村絵図 波辺洋男家蔵 500×942

# 都留市史

資料編 都留郡村絵図集  
村明細帳

## 三 享保十五年(一七三〇)二月 朝日馬場村反別差出帳

一 享保十五年(表題)

甲州都留朝日馬場村反別差出帳

戊二月

齋藤喜六郎様御支配へ上ル

寛文九四年

秋元但馬守様御領分ノ内御檢地水帳式冊

甲斐国都留郡

朝日馬場村

一 高七拾貳石六斗九升貳合

内 六斗七升貳合

田方川欠永引

貳石壹斗九升七合

畑方川欠永引

此反別拾四町四畝拾壹歩

内 壹町九反貳畝貳貳歩

田方

拾貳町壹反壹畝拾九歩

畑方

此訳

中田壹反三畝廿六歩

石盛壹石

分米壹石三斗八升七合

下田六反九畝拾四歩

石盛八斗

分米五石五斗五升七合

下々田六反三畝五歩

石盛六斗

分米三石七斗九升

見付田四反六畝七歩

石盛五斗

内 壹反三畝拾八歩

川欠永引

分米貳石三斗壹升貳合

上畑四反三畝拾六歩

石盛壹石

分米四石三斗五升三合

中畑壹町貳反貳畝廿歩 石盛八斗  
分米九石八斗壹升三合

下畑三町拾七歩 石盛六斗

内五畝拾四歩 川欠永引

分米拾八石三升四合

下々畑三町三反六畝拾四歩 石盛四斗

内貳反拾七歩 川欠永引

分米拾三石四斗五升九合

見付畑三町六反五畝拾壹歩 石盛貳斗五升

内四反壹畝廿四歩 川欠永引

分米九石壹斗三升四合

屋敷四反三畝壹歩 石盛壹石

分米四石三斗三合

桑貳拾七束半 但シ壹束ニ貳升代

分米五斗五升

一 田壹反三畝拾五歩 卯改見取

此取米六升八合

一 畑壹反六畝拾歩 同断見取

此取米四升壹合

取 是へ六年以前河原清兵衛様御支配之節起間御改出シ見

取

一 山畑五町貳反七畝廿貳歩

此訳

上山畑四反壹畝廿歩 但壹反ニ三斗

此取米壹石貳斗五升

中山畑六反壹畝廿六歩 同断貳斗七升

此取米壹石六斗七升

下山畑壹町八反八畝六歩 同断貳斗三升五合

此取大豆四石四斗貳升三合

下々山畑貳町三反六畝歩 同断貳斗

此取大豆四石七斗貳升

大豆合拾貳石六升三合

内三石壹斗三升壹合 前々より引方

残八石九斗三升貳合 定納

右山畑御年貢大豆々々御直段を以金納ニ仕候

一 当村田水用水、曾雌山より出水用候へとも、田作仕附

候時分日でり相統候年へ、水無御座候て、日損植枯度

々相立申候

一 当村ハ山中之村方にて、四方ニ高山をかぶり、外より

雪・霜早ぶり、殊ニ霞下にて諸作実法毎年不足ニ御座

候

一 当村田方穀種菘反ニ菘斗三升程まき申候

一 畑作大麦・小麦・粟・稗・大豆・菜物等作り申候

一 田方ニ柴かり敷・馬屋こい入、仕付申候

一 畑方ニ柴かり敷・馬屋こい・下こい入、仕付申候

一 薪・萱惣て山入用之類、曾雌山ニて入会ニ取来り申候

一 秣・柴・かり敷、当村山にて入会ニ取来り申候

一 他村より山手大豆、老年ニ三俵五斗八升五合取申候

三斗老升式合 曾雌村へ取申候

内 三俵式斗七升三合 馬々村へ取申候

是ハ両古川戸村より当村山之内ミかけ・まか久保・

高橋、此三ヶ所へ当村入会ニ入申候当村入会ニ入申

候

一 百姓持林五ヶ所

馬々上 山畑大豆御年貢所之内

菘ヶ所長十五間

長そより御年貢所之内

菘ヶ所長廿間

法ろじ御年貢所之内

菘ヶ所長十五間

大平御年貢所之内

菘ヶ所長十五間

横廿間

龍之上御年貢所之内

菘ヶ所長百間

右ハ山畑御年貢大豆所之内、雑木・小松近年少々ツ、

立、村上喜右衛門殿へ証文指上ケ申候

一 当村川除所 川たけ廿丁余之内 六ヶ所

是ハ御先代より御料所ニ罷成候ても、当村人足・他

村人足御入用にて川除被仰付候、満水之節ハ村中罷

出防候へとも、度々押切、田畑永荒相立申候

一 当村ニ小橋式ヶ所

是ハ橋木ハ曾雌山にて被下候、人足ハ当村にて掛ケ

申候

一 当村より曾雌村へ出作高菘石五斗七升

一 曾雌村より当村へ入作、高九斗式升八合式勺

一 御伝馬宿へ大助 ざる橋村へ罷出候

是ハ跡々ハ一切無御座候、甲斐守様御入部此かた之

義ニ御座候、依之大通り之節計人馬罷出候

一 当村ニ寺式ヶ寺

御除地菘反廿步

菘ヶ寺ハ

此外寺敷地不動屋敷筆除ニ御座候

客殿筆除六間

筆除三畝歩程無高

菘ヶ寺

客殿筆除三間

客殿筆除五間

外地藏堂老軒 但菘間四面

一 当村宮老社 あき六尺

社地筆除四畝廿歩程

押殿筆除五間

外少キほこら五ヶ所

社地之内ニミタ堂老軒 筆除三間四面

菘挺 長三尺六寸

菘挺 玉目三匁

内 菘挺 長三尺一寸五分

菘挺 玉目三匁

い申候

一 当村ニ商人式人

茶札菘枚

是ハ金菘分御運上指上、御札申請小売仕候

はいてい札菘枚

是ハ金式朱御運上差上、御札申請小売仕候

一 御拝借廿俵

是ハ百姓夫食ニ指詰り、御拝借仕、証文指上ケ申候

一 当村之村隣

南ハ 戸沢村

西ハ 与繩村

東ハ 秋山村

北ハ 小沢村

一 当村より道法

江戸へ 廿五里

小田原へ 廿里

甲府へ 十式里

谷村へ 式里

曹洞宗本光寺

曹洞宗東照寺

石船明神

預り主 太郎兵衛

預り主 喜四郎

預り主 利右衛門

源 介

元 四郎



- 一耕作之間、男ハ薪・秣・こいかり敷取申候
- 一 女ハかいこ仕、絹かせき大<sup>(巻)</sup>ニ仕候
- 一 名主給米、御先代ハ御地頭様より被下候、御料所ニ罷成、無給ニテ相勤申候、組頭ハ跡々より給米無御座候
- 一 諸役引高拾五石五斗八升七合<sup>拾石ハ、名主高</sup>五石五斗八升七合<sup>組頭高</sup>
- 一 定使当村ニ無御座候、村次之御廻状、其外村之入用等家并<sup>(並)</sup>ニ順々相勤申候
- 一 当村ニ紺屋老軒御座候
- 一 当村御高札式冊 老冊ハ切支丹御制禁之札  
老冊ハ三笠博奕御制禁札
- 一 永老貫式百五拾五文五分 浮役代夫金
- 一 米四升四合 宿役米
- 是ハ毎年田方御直段ニテ金納ニ仕候
- 一家数四拾六軒
  - 三十六軒 百姓
  - 八軒 水吞
  - 式軒 寺
- 一 人数三百六拾四人
  - 男百七十七人
  - 女百八十式人
  - 僧四人
  - 座頭老人
- 一 馬牛廿三疋 内馬廿老疋  
牛式疋
- 右之外
  - 一 御林・藪・萱野 無御座候
  - 一 御巢鷹山 無御座候
  - 一 餅米御上納 無御座候
  - 一 六尺給・役漆 無御座候
  - 一 津出・溜池・堤 無御座候
  - 一 水除乱杭・羽口場 無御座候
  - 一 扒樋・寛・水門 無御座候
  - 一 造酒屋 無御座候
  - 一 炭焼・紙漉 無御座候
  - 一 魚鳥獵師 無御座候
  - 一 一切支丹類族 無御座候
  - 一 当村より献上物 無御座候
  - 一 御朱印地 無御座候
  - 一 牢屋 無御座候

右は今度御代官所ニ罷成候村々、村切遂吟味、前々より之上納物、御下書ニ無之儀も有之ハ不残様ニ書加へ、帳面認差上ケ可申旨、御触御座候ニ付、村々名主・組頭・年寄吟味仕、帳面仕立指上ケ申所、少も相違無御座候、以上

- 甲斐国都留郡馬場村 名主 志兵衛
- 組頭 四郎右衛門
- 同 太兵衛
- 百姓代 兵左衛門
- 享保拾五年 戊二月
- 齋藤喜六郎様 御役所
- (朝日馬場 渡辺洋男家文書)
- 六 文化三年(一八〇〇)八月 朝日馬場村旧所書上帳



旧所書上帳

- 一 高七拾三石六斗式升式合 都留郡朝日馬場村
- 一 当村御朱印・御黒印地無御座候
- 一 当村氏神社老ケ所<sup>御水儀村高之外ニ高反別</sup>有之御除地ニ御座候 兼帯ニ御座候
- 祭神 關籠命
- 石船大明神
- 一 寺老ケ所<sup>御水儀ニ御除</sup>地と有之候 禪宗 本光寺
- 一 諏方明神<sup>(也)</sup>老ケ所 百姓 四良右衛門持
- 一 文化三年 旧所書上帳 都留郡 朝日馬場村 寅八月日 名主 志兵衛

一 当村山内ニ釜之松と唱来候

松卷本但し枝下四間、目通卷丈武  
尺めぐり鶴も可有之候

一名主志兵衛所持之山内ニ大瀧有之、凡高サ拾丈余も有之、右瀧之上ニ少々之平地有之、右場所御殿と唱来候、右脇ニ姥か谷と申所有之、其上ニ幕岩と申場所所有之、唱来り而已ニて書物等ニも無御座候

一同志兵衛持畑之内、御屋鋪と申来候処有之、同みさきと申処、右下に水間と申来候処有之、右近所ニ馬込と申場所所有之、尤村中唱来候而已ニて、書物等ニは無御座候

氏政様御墨附老通

名主 志兵衛所持

一 本地之事は不及沙汰、惣並之儀、新恩之義は為先忠節可出置間、弥抽粉骨大手之掃馬(マゴ)と可相待候、仍如件

十月八日

氏政書判

渡辺三河守殿

名主 志兵衛所持

一 銘祐定刀

名主 志兵衛所持

一金屏風老双

土佐之画

一 掛物 一幅

狩野守供筆

右之品從先祖持来罷有候、右之外武具・馬具・書物等御座候処、先年土藏焼失ニ付無御座候、其節御支配御役所様へ御届申上置候、以上

右は今度村内旧所・字等御尋ニ付、前書之通相改指上申候、尤先達て御見分御書留メ被下候通りニ少も相違無御座候、勿論村中男女子供等ニ至迄唱来り候而已ニて書物等ニハ無御座候、以上

文化三寶十月日

組頭 九兵衛  
百姓代 与左衛門  
名主 志兵衛

(朝日馬場 渡辺洋男家文書)

元 天保九年(一八三〇)二月 朝日馬場村明細書上帳

(表紙) 天保九年

甲斐国都留郡朝日馬場村明細書上帳

戊二月

西村貞太郎御代官所

甲州都留郡

朝日馬場村

高八拾五石七斗六升八合

此反別拾六町五反四畝貳拾貳歩

桑貳拾七束半

内訳

高拾五石貳斗三升

田反別貳町貳反九畝廿歩

石盛十・八・六・五

此取米拾貳石四斗六升四合

高五拾七石四斗六升貳合

畑反別拾貳町老反老畝拾貳歩

石盛十・八・六・四・武ッ半

桑貳拾七束半

高三斗三升

此取米三拾六石六斗八升老合五勺

田反別老反六畝拾五歩

宝曆十二  
午高入新田

石盛武ッ

此取米貳斗五升三合

高三斗四合

畑反別老反五畝六歩

右同断

石盛記載なし

此取米九升老合

高三斗八升八合

田反別老反九畝拾貳歩

天保元  
寅高入新田

石盛武ッ

高拾貳石五升四合

田反別貳町廿七歩

天保七  
申高入新田

石盛六ッ

外  
一 田老畝拾六歩  
一 畑六反七畝八歩  
一 畑老反九畝拾五歩  
一 畑老反九畝拾五歩  
一 畑貳反貳畝貳歩  
一 畑貳反貳畝貳歩  
一 畑五町貳反七畝廿貳歩  
一 山畑五町貳反七畝廿貳歩  
一 此取大豆八石九斗三升貳合

一 永百八拾八文五分  
一 永拾文  
一 永四拾六文五分  
一 永貳拾七文  
一 永四拾四文  
一 永四拾六文五分  
一 永九拾五文  
一 永三文

一 永貳拾老文五分  
一 永四拾六文五分  
一 永七百三拾三文三分  
一 一米四升四合  
一 一口米は田米・畑米老石ニ付三升宛、大豆老石ニ付口大  
一 豆三升宛金納ニ仕候、包分銀金百兩ニ付銀五匁宛  
一 御年貢米 老俵 三斗五升入

新四拾九束代  
入松老束代  
炭木六束半代  
糠七俵代  
薬七駄代  
青草拾四駄代  
萱拾九駄代  
萩貳束代  
干草棒拾三本代  
波柿貳斗八升代  
夫 金

寅改出 見取  
辰改出 見取  
寅改出 見取  
辰改出 見取

御伝馬宿入用米

御伝馬宿入用米

一 御藏菘俵 六斗六升七合入

一 田畑・大豆、其外之掛り物、皆金納ニ仕、年々御張紙御直段を以金納ニ御上納仕候、尤御直段ニ高下御座候  
一 山畑五町貳反七畝廿貳歩

大豆拾貳石六升三合

此取

上山畑四反畝廿歩

但 老反ニ付 三斗

此取大豆老石貳斗五升

中山畑六反畝廿六歩

但 老反ニ付 貳斗七升

此取大豆老石六斗七升

下山畑老町八反八畝六歩

但 老反ニ付 貳斗三升五合

此取大豆四石四斗貳升三合

下々山畑貳町三反六畝歩

但 老反ニ付 貳斗

此取大豆四石七斗貳升

一 当村川長貳拾町余、用水堰貳ヶ所、井路井川除御普請所ニ御座候、尤田作仕付候時分、早魁相統候年は、水無御座候て早損植枯度々相立申候

一 当村之儀は、山中之村方ニテ四方より高山を受、他所より雪・霜早く降、殊ニ霧下ニテ毎年諸作寒<sup>(老)</sup>乗方不足ニ御座候

一 当村田方極種、老反ニ付老斗三升程蒔付申候

一 畑作は大豆・麦・粟・稗、其外野菜物等作り申候

一 田方ニ柴刈入敷、馬屋糞入仕付申候

一 薪・萱、惣て山入用之類、曾雌山ニテ入会取来申候

一 秣・柴・刈敷、当村山ニテ入会取来申候、尤朝日曾雌組四拾石と唱候百姓共は、前々より柴秣取来候場所無之、先年村中評義之上、銘々山畑・大豆請所持之内より、出山と唱、所持高相当ニ秣場差出シ置、山主たり共勝手儘ニ不相成様致置、山ノ口明ヶ、名主方より触出シ候節、百姓仲間助合を以、大豆場所持之有無ニ不抱入会、秣取来申候、勿論地替・焼畑等ニいたし候は、山主勝手次第ニ御座候

一 朝日曾雌村御年貢所たり共、山稼之義は山元同意ニ取来申候

一 他村より山手大豆老ヶ年ニ三俵五斗八升五合取申候

内 大豆三斗老升貳合 朝日曾雌村へ遣し申候  
大豆三俵貳斗七升三合 当村へ取申候

是は古川渡村より当村山之内字みかけ・まか久保・高橋、此三ヶ所へ右之山手大豆取、当村入会ニ入申候

一 橋拾貳ヶ所

是は橋木へ曾雌山ニテ被下、人足は当村ニテ掛申候  
一 御伝馬宿大助之義は、跡々より一切無御座候、甲斐守様御入部以来、大通り之節計り猿橋宿へ罷出申候、近年大月宿へ人馬差出し申候

一 当村寺貳ヶ所

御除地老反廿歩  
老ヶ寺は

曹洞宗 本光寺

外

不動屋敷 老ヶ所

是は見捨地ニ御座候

見捨地三畝歩  
老ヶ寺は

曹洞宗 東照寺

御除地四畝廿歩

あき六尺 石船明神

一 当村宮 老社

但社地は見捨地ニ御座候

外ニ小サキはこら五ヶ所

社地之内弥陀堂老間 三間四面

是は下谷村西涼寺持

一 狛師鉄炮 四挺

一 棒手札 老枚

一 炭焼札 老枚

一 質屋札 老枚

一 大工札 三枚

一 当村之隣郷、南は戸沢村、西は与繩村、東は曾雌村、北は小沢村

一 当村より道法

江戸日本橋迄 貳拾五里  
谷村御陣屋迄 貳里

甲府札辻迄 拾貳里

相州小田原迄 貳拾里

一 当村は相州津久井県、其外鎌倉筋へ之往来ニテ、隣村与繩村へ拾八町、朝日曾雌村へ拾八町継合ニ御座候

一 耕作之間、男は秣・こいかり敷取申候

一 女は蚕仕、機稼第一ニ仕候

一名主役之義は、先年秋元但馬守様御私領之節より御料所ニ相成、引統当名主柳蔵方ニテ定役相動来、役給之義は、御私領之節は御地頭様より被下、御料所ニ相成無給ニテ相動申候、勿論諸役引高拾四石、内高拾石名主、高四石組頭式人、外ニ当村高内所持之者へ、夏秋式人宛、百姓役と唱、名主方へ人足差出し来申候

但 名主柳藏譜代之者共は、人別内之義ニ付、前々より諸役相除申候

一 当村御高札 三枚

家数七拾五軒、外寺式ヶ所

一人 数四百貳拾貳人 内 女貳百貳拾三人 外僧四人

右之通帳面奉差上候処、相違無御座候、以上

都留郡

朝日馬場村

百姓代

彦左衛門印

組頭

太兵衛印

名主

柳藏印

天保九戌年二月

(朝日馬場 渡辺洋男家文書)